

## 八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正の概要について

### 1 改正の理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」の一部改正に伴い、当市においても八戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

### 2 改正の概要

幼保連携型認定こども園の教育及び保育に従事する職員の員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件は、幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者に限ることを原則としている。

ただし、附則第 4 項において、令和 7 年 3 月 31 日までは、幼稚園教諭免許状又は保育士の登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができる特例を設けており、本特例を 2 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までに改めるもの。

○職員数に算入することができる副園長又は教頭の資格要件

| 改正前                                                                               | 改正後                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 幼稚園教諭免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者。<br>特例として、令和 7 年 3 月 31 日までは、いずれか一方を受けている者としてすることができる。 | 特例を「令和 7 年 3 月 31 日」から「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。 |

### 3 施行期日

公布の日